## 条 例 見 直 し 調 書

			作	成年度	平成	26年度	次回見直し予	定	平成 31 年度
条	· 例 名 神奈川県環境基本条例								
条	例 番	号	平成8年神奈川県条例第12号 法規集 第5編第1						
所	管 室	課	環境農政局環境部環境計画課						
条	条 例 の 概 要 現在及び将来の県民の健康で安全かつ文化的な生活を確保するため、環境の保全及 創造に関する基本理念等を定めるもので、本県の環境施策の基本的な方向づけをなす め必要な事項を定めている。								
	視	点	検	討	内	容			備考
	必要性現在で必要ながある。		この条例は、現在及でな生活を確保するため念等を定める条例で、ななすため、本条例は、 <sup>2</sup> 例である。	、環境の例 本県の環境	R全及7 竟施策(	び創造に	関する基本理 な方向づけを	境成る 価境例適す基す条神条の、正る	規定に「神奈川県環 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。
検	有効性 現行の! 容で解決 がきるか。	題	条例で規定している基本理念や施策の基本指針は、今日の環境問題を解決していくうえで有効である。 条例は第7条で、基本理念に則った環境施策を推進するうえでの基本的な計画(環境基本計画)を定めることとし、第8条は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の実施等に当たっては、環境基本計画との整合を図ることを求めている。このように、環境基本計画を中心とした環境の保全及び創造に関する施策の総合的、計画的な推進を図る仕組みは、この条例を根拠に構築されている。 多岐にわたる行政分野の環境施策を基本理念にのっとり総合的、計画的に推進していくため、本条例は有効である。						
	効率性 現行の 容でかい のか。	率	条例に基づき、上記 推進するための効率的 的達成のため、本条例	な仕組みな	が構築	されてお	り、条例の目		
討	語 基本方針適								
	その他								
見	① 改正	・廃」	上及び運用の改善等の必要	はない。			理	由(	等

現行条例の運用上の課題は見受けられず、現 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 直 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要は 結 4 改正及び運用の改善等を検討する。 ない。 5 廃止を検討する。